

千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 千葉県私立幼稚園教材費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この要綱は、市内の私立幼稚園における教材の購入等に係る経費に対し、補助金を交付することにより、園児の保護者の教育費負担の軽減を図るとともに、私立幼稚園教育の一層の振興に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、公益社団法人千葉県幼稚園協会（以下「協会」という。）が行う教材費助成事業及び千葉県内の私立幼稚園設置者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定に基づく確認を受けた幼稚園の設置者及び協会が実施する教材費助成を受ける者を除く。）（以下「設置者」という。）が行う教材購入等事業（以下「事業」という。）とする。

(補助対象経費、補助基準額、補助限度額及び補助率)

第4条 補助対象経費、補助基準額、補助限度額及び補助率は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 協会及び設置者（以下「協会等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、千葉県私立幼稚園教材費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、協会による交付申請については、協会が行う教材費助成事業において各幼稚園から協会に提出された書類の写しをもって代えることができるものとする。

- (1) 教材購入等計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 預かり保育年間計画書（様式第1号別紙2）
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付、不交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、協会等が事業の実施について適正を期し難いと認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について条件を附するものとする。

(1) 千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱、その他関係法令を遵守すること。

(2) 事業の遂行については、善良な管理者の注意をもってあたり、補助金を他の用途に転用してはならないこと。

(3) 事業が年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付、不交付の決定通知)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、決定の内容及び前条で附する条件を千葉県私立幼稚園教材費補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

2 市長は、第6条第3項の規定により補助金の不交付を決定したときは、理由を付してその旨を速やかに通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 協会等は、事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合若しくは事業を中止し、又は廃止する場合には、千葉県私立幼稚園教材費補助金変更承認申請書（様式第3号）に次の各号の書類を添付して市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 教材購入等変更計画書（様式第3号別紙1）

(2) 預かり保育区分変更計画書（様式第3号別紙2）

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更すべきものと認めるときは、その旨を千葉県私立幼稚園教材費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、協会等に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、補助金の額を変更することが不相当と認めるときは、その旨を理由を付して文書により協会等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 協会等は、事業が完了したとき（第9条の規定により補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、千葉県私立幼稚園教材費補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、協会による実績報告については、協会が行う教材費助成事業において各幼稚園から協会に提出された書類の写しをもって代えることができるものとする。

- (1) 領収書その他の補助対象教材の購入等を証する書類及びその内容を確認できる書類
- (2) 預かり保育実績報告書（様式第5号別紙1）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第11条 市長は、前条の規定により事業の完了の報告があったときは、その報告に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉県私立幼稚園教材費補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 協会等が補助金の交付の請求をするときは、千葉県私立幼稚園教材費補助金交付請求書（様式第7号）に、千葉県私立幼稚園教材費補助金交付決定通知書（様式第2号）の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(書類等の整備)

第13条 補助金により実施した事業については、その内容を明らかにする関係書類を、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(調査への協力)

第14条 協会等は、補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力しなければならない。

(決定の取消)

第15条 市長は、補助金を受けた協会等が補助金を他の用途に使用し、その他事業に関して補助金交付の内容またはこれに附した条件に違反したとき、あるいは提出書類に虚偽があったときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取消したときは、千葉県私立幼稚園教材費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の場合すでに補助金が交付されているときは、その取消に係る部分の補助金を、期限を定めて返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、千葉県私立幼稚園教材費補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

別表 1

補助対象経費	補助基準額	補助限度額	補助率										
1 専ら園児の教育 (預かり保育における教育活動を含む)を目的とする教材その他の園児の教育の充実に資する物品、電磁的記録の購入にかかる経費 2 前項により購入した物品の設置、維持管理等にかかる経費 3 専ら園児の教育 (預かり保育における教育活動を含む)を目的とする教材の印刷・製本にかかる経費	次の1～3を合計した額 1 園割額：1園当たり344,000円 2 園児割額(※1)： 園児1人当たり1,000円 3 預かり保育加算額(※2) <table border="1" data-bbox="549 714 1027 1184"> <thead> <tr> <th>延べ預かり保育 人数(年間)</th> <th>金額 (1園当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200人以上 1,000人以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1,001人以上 1,700人以下</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>1,701人以上 2,500人以下</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>2,501人以上</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延べ預かり保育 人数(年間)	金額 (1園当たり)	200人以上 1,000人以下	150,000円	1,001人以上 1,700人以下	200,000円	1,701人以上 2,500人以下	250,000円	2,501人以上	300,000円	補助対象経費の合計額と補助基準額のいずれか低い方の額	10 / 10 以内
延べ預かり保育 人数(年間)	金額 (1園当たり)												
200人以上 1,000人以下	150,000円												
1,001人以上 1,700人以下	200,000円												
1,701人以上 2,500人以下	250,000円												
2,501人以上	300,000円												

※1 園児割額は、毎年5月1日現在の在園児数によることとし、在園児数が認可定員数を超える場合は、認可定員数によることとする。

※2 預かり保育加算額は、年度の当初から年間を通じて1日2時間以上かつ週4日以上継続的に預かり保育を実施し、1日平均1人以上の園児を保育する幼稚園に適用する。

千葉県私立幼稚園教材費補助金交付申請書

(あて先) 千葉県長

申請者

所在地

法人名

代表者名

印

千葉県における私立幼稚園教育の振興及び園児の保護者の教育費負担の軽減を図るため、教材費補助事業に関し、年度補助金の交付を受けたいので、千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額 _____ 円

2. 添付書類
- (1) 教材購入等計画書 (様式第1号別紙1)
 - (2) 預かり保育年間計画書 (様式第1号別紙2)
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

幼稚園番号 _____

幼稚園名 _____

預かり保育年間計画書

年間実施予定日数	(A)	日
1日平均預かり園児数見込	(B)	人
年間預かり延べ園児数見込	(A) × (B)	人
預かり保育実施時間	時 分 ~ 時 分	
	時 分 ~ 時 分	
	1日計	時間 分
備 考		

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉市私立幼稚園教材費補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市私立幼稚園教材費補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市私立幼稚園教材費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

1. 交付決定額 _____ 円

2. 交付条件

- (1) 千葉市私立幼稚園教材費補助金交付要綱、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 事業の遂行については、善良な管理者の注意をもってあたり、補助金を他の用途に転用してはならないこと。
- (3) 事業が年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県私立幼稚園教材費補助金変更承認申請書

(あて先) 千葉県長

補助事業者

所在地

法人名

代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった本事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱第9条に基づき、関係書類を添えて承認を申請します。

1. 変更(中止・廃止)の内容及び理由

2. 関係書類 (1) 教材購入等変更計画書(様式第3号別紙1)
(2) 預かり保育区分変更計画書(様式第3号別紙2)

様式第3号別紙1

幼稚園番号 _____

幼稚園名 _____

園児定員及び現員（ _____ 年5月1日現在） 定員： _____ 名 現員： _____ 名

教材購入等変更計画書

品名	用途	数量	単価	金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計金額				円

幼稚園番号 _____

幼稚園名 _____

預かり保育区分変更計画書

年間預かり延べ園児数月別内訳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人	人	人	人	人	人	人
11月	12月	1月	2月	3月	合計 (A)	
人	人	人	人	人		

年間預かり実園児数月別内訳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人	人	人	人	人	人	人
11月	12月	1月	2月	3月	合計	
人	人	人	人	人		

①当初申請区分	預かり保育の補助対象人数(A)	預かり保育加算額	②変更申請区分
	年間延べ人数が 200人～1,000人	150,000円	
	年間延べ人数が1,001人～1,700人	200,000円	
	年間延べ人数が1,701人～2,500人	250,000円	
	年間延べ人数が2,501人以上	300,000円	

所在地 _____
法人名 _____
代表者名 _____様

千葉市私立幼稚園教材費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付申請のあった 年度千葉市私立幼稚園教材費補助金変更承認申請については、事業計画の変更を承認し、 年 月 日付千葉市指令 第 号による交付決定を変更して次のとおり交付することと決定したので、千葉市私立幼稚園教材費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

- 1. 補助金変更交付決定額 _____円
- 2. 補助金既交付決定額 _____円
- 3. 補助金増減額 _____円

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県私立幼稚園教材費補助金実績報告書

(あて先) 千葉県長

補助事業者

所在地

法人名

代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった本事業の実績について、千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 事業完了年月日 年 月 日
2. 補助金交付決定額 _____ 円
3. 補助金の既交付額 _____ 円
4. 補助事業の経費精算額 _____ 円
5. 関係書類
 - (1) 領収書その他の補助対象教材の購入等を証する書類及びその内容を
確認できる書類
※領収書に購入内訳の記載のない場合は、納品書または請求書を
添付すること。
 - (2) 預かり保育実績報告書(様式第5号別紙1)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

幼稚園番号 _____

幼稚園名 _____

預かり保育実績報告書

年間実施日数	(A)	日
年間預かり延べ園児数	(B)	人
1日平均預かり園児数	(B) ÷ (A)	人
預かり保育実施時間	時 分 ~ 時 分	
	時 分 ~ 時 分	
	1日計	時間 分
備 考		

年間預かり延べ園児数 (B) 月別内訳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人	人	人	人	人	人	人
11月	12月	1月	2月	3月	合計	
人	人	人	人	人	人	

年間預かり実園児数月別内訳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人	人	人	人	人	人	人
11月	12月	1月	2月	3月	合計	
人	人	人	人	人	人	

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉市私立幼稚園教材費補助金額確定通知書

年 月 日付で提出のあった千葉市私立幼稚園教材費補助金実績報告書により、本事業の 年度補助金額を次のとおり確定したので、千葉市私立幼稚園教材費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1. 補助金の交付決定額 _____ 円

2. 補助事業の経費精算額 _____ 円

3. 補助金の確定額 _____ 円

(審査請求等について)

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県私立幼稚園教材費補助金交付請求書

(あて先) 千葉県長

補助事業者
所在地
法人名
代表者名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により補助金の交付決定の
あった補助金の交付を受けたいので、千葉県私立幼稚園教材費補助金交付要綱第12条に
基づき、次のとおり請求します。

1. 交付請求額 _____ 円

2. 添付書類 千葉県私立幼稚園教材費補助金交付決定通知書
(様式第2号)の写し

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉市私立幼稚園教材費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した千葉市私立幼稚園教材費補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市私立幼稚園教材費補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1. 交付決定額 _____ 円

2. 取消額 _____ 円

3. 取消後の交付決定額 _____ 円

4. 取消の理由

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉市達 第 号

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉市私立幼稚園教材費補助金返還命令書

年 月 日付千葉市指令 第 号で通知した千葉市私立幼稚園教材費補助金について、千葉市私立幼稚園教材費補助金交付要綱第16条第2項の規定により返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

1. 補助金の交付決定額 _____ 円

2. 補助金の既交付額 _____ 円

3. 補助金の交付確定額 _____ 円

4. 返還すべき金額 _____ 円

5. 返還を命ずる理由

6. 返還の方法及び期限

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。